

「司法書士による法律扶助特別相談会25」

を法テラス長野地方事務所との共催により実施します

日時 平成25年12月1日（日）

午前10時～午後3時

場所 長野県司法書士会館 3階会議室

（長野市妻科399番地 TEL 026-232-7492）

主催：長野県司法書士会 / 共催：法テラス長野地方事務所

【対象者】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。

詳細は法テラスへお問い合わせください。

相談料 不要です

予 約 完全予約制

予約及びお問い合わせは法テラス長野地方事務所までお願いします。

050-3383-5415

例えば、こんな相談にお答えします。

- お金を貸したが返してもらえない
- 消費者金融、クレジットカードの支払いが滞ってしまった
- 給料又は残業代を支払ってもらえないので請求したい
- 高齢でひとり暮らしの母が、悪質な訪問販売業者に騙されているようだ
- アパートを退去する際、多額の原状回復費を請求された

* 法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140万円以下の民事紛争について代理人とすることができます。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利の保護に寄与しています。